

(3) 分譲住宅・集合住宅居住者への加入呼びかけ

分譲住宅・集合住宅の居住者は、自治会活動に関心が低くなりがちです。集合住宅には分譲や賃貸などの種類があり、また、住む方は、子育て中の世帯や学生、単身世帯など様々ですので、それぞれの対応が必要となります。

分譲住宅・分譲マンションの場合

販売会社や管理会社から契約者に対し、自治会加入の働きかけをしてもらうよう依頼しましょう。

自治会の発行資料などを各戸ポストへ配布、または、共用部分の掲示板などを利用させてもらえるよう依頼しましょう。



建築中の分譲住宅・集合住宅については、早めに販売会社などに対して自治会への加入を販売条件に入れてもらえるかを相談するとともに、入居者に対しての加入を勧めてもらうよう依頼しましょう。



賃貸マンション・アパートの場合

まずは、家主自身に対する呼びかけを行いましょう。

次に、家主自身に自治会の窓口となってもらい、加入促進の協力を依頼しましょう。

地域内に住んでいる家主には、自治会の窓口になっていただくよう依頼しましょう。

家主に対して自治会への加入や、家賃に合わせた会費の徴収などを協力してもらえるよう働きかけましょう。

居住者に対しては、建物周辺の清掃など、まずは負担のない範囲でできることから自治会の活動に参加してもらうようにしましょう。



火事や地震などの自然災害、いざというときに自治会に加入していることのメリットを伝えるようにしましょう。



(4) 学生・短期居住単身者への加入呼びかけ

学生や短期居住者は、自治会の活動に関心が低いことが多く、加入の呼びかけに苦慮します。居住期間中にもしものことがあったら、地域のつながりがあるからこそできることをアピールし、できる範囲で活動に参加してもらうよう働きかけましょう。

学生・短期居住単身者の場合

防犯・防災活動など、身近な地域の支え合いを例にとり、自治会活動の重要性を伝えましょう。

短期居住者に対しても、いざというときのための自治会の存在を理解してもらいましょう。

活動については、それぞれの事情に合わせて参加できることを伝えましょう。

集合住宅居住者については、家主への協力を依頼しましょう。

大学や専門学校などの学生課（事務局）に対して、学生の自治会加入や活動への参加を働きかけましょう。



学生については会費の割引など、金額面での負担を減らすことで加入してもらうのも一つの方法です。

(5) 外国人への加入呼びかけ

鹿沼市内では、多くの外国人が地域で暮らしています。外国人の加入は、自治会の行事を国際色豊かなものとしてくれます。また、ごみの出し方や騒音など日本での生活ルールをきちんと理解してもらうことにもつながります。そのほか、防犯・防災活動などで協力してもらったり、災害時にほかの外国人へ情報を伝えてもらう役割も期待できます。地域で生活する一人として、参加してもらうよう呼びかけましょう。

外国人の場合

自治会活動という習慣がない国もあるので、イラストや写真などを使って自治会の活動を紹介する資料を作成し、加入を呼びかけましょう。

地域のまつりなどの自治会の行事や近隣の清掃など、まずは、負担の少ない範囲で活動に参加してもらうようにしましょう。

集合住宅（社宅）居住者については、家主（事業所）への協力を依頼しましょう。

お互いの生活習慣や文化の違いに配慮して、接するように心がけましょう。

加入案内や訪問等が不安な場合は、鹿沼市国際交流協会に相談してみましょう。

※鹿沼市国際交流協会

鹿沼市下横町 1302-5(まちなか交流プラザ内)
0289-60-5931



(6) 事業者に対する働きかけ

同じ地域の一員として、事業者にも加入を依頼しましょう。

地元の情報は、事業者にとっても大切なことで、いざというときの協力体制が築けることはお互いにメリットのあることです。

事業者の場合



事業者の方には地域イベントなどの行事への参加や協賛、
ゴミ拾いや清掃活動などで、地域に貢献していただくよう
お願いしましょう。

